

提供資料

職員の懲戒処分について

平成29年3月13日付で下記のとおり、職員の懲戒処分を行った。

1. 処分年月日

平成29年3月13日

2. 事件の概要

海南下津高等学校の前事務長（被処分者）が、学校が定期預金証書として管理していたPTA資金から6,804,817円の私的流用を行っていたことが発覚した。

平成28年9月頃～	現事務長が前事務長に対し、定期預金証書の保管場所を確認したが、明確な説明なし (以後、再三にわたり説明を求めるも、曖昧な返答のみ)
平成29年2月9日	前事務長から定期預金証書を引き継いだら、定期預金証書金額が相違しており、使途不明金の疑いが生じたため、現事務長が校長に報告
2月10日	校長が教育長に状況を報告
2月21日	教育委員会同席のもと、校長及び事務長が前事務長から事情を聴取したところ、私的流用の事実が発覚 同日、教育長が市長に事件を報告
2月28日	前事務長からの申し出により、流用額全額の返済を受領

3. 処分内容

(1) 被処分者

総務部野上支所 所長 舟尾公男 (59才・男性)

(2) 処分内容

懲戒免職

(3) 処分根拠法令

地方公務員法第29条第1項各号

(4) 監督責任等

当該不祥事に関する監督責任者について、処分を行った。

海南下津高等学校 校長 減給10分の1 3箇月

海南下津高等学校 事務長 訓告(文書)

4. 市長コメント

「市民の皆様の信頼を損ない、市の信用を失墜させたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今回、本市の管理職であった職員が起こした不祥事は、公務員としてあるまじき行為であり、懲戒免職という厳罰を下したところであります。

当該不祥事を重く受け止め、市では、再発防止対策検討委員会を設置し、公務員としての職責の重要性に対する認識を改めて徹底させるとともに、組織内のチェック機能がより厳重に働くよう、管理体制の一層の強化に取り組みます。

今後このような事件が再び起こらないよう、全職員が各自の職務・職責を見つめ直し、一丸となって、市民の皆様の信頼回復に全力で努めて参ります。」

※問い合わせ

事件概要については教育委員会学校教育課 (TEL073-492-3348)

処分内容については総務部総務課 (TEL073-483-8590)